

○坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程

令和4年9月16日

訓令第34号

(趣旨)

第1条 この規程は、坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和2年条例第27号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第2条 条例第2条、第6条又は第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、第7条又は第10条の規定による届出をしなければならない。

2 前項の規定による届出書は、様式第1号から様式第3号までの様式に準じて作成しなければならない。

(選挙運動用自動車の使用等の公費負担の確認申請等)

第3条 候補者(前条第1項の届出をした者に限る。以下同じ。)は、条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の規定による確認を受けようとする場合には、坂祝町選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に対し確認申請書を提出しなければならない。

2 前項に規定する確認申請書は、様式第4号から様式第6号までの様式に準じて作成し、同項の確認は、様式第7号から様式第9号までの様式に準じて調製する確認書を用いて行うものとする。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)、条例第7条に規定する有償契約を締結した選挙運動用ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)又は条例第10条に規定する有償契約を締結した選挙運動用ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書を、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業者等、ビラ作成業者又はポスター作成業者(以下「契約業者等」という。)に提出しなければならない。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動

車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

- 3 第1項に規定する選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書及び選挙運動用ポスター作成証明書は、様式第10号から様式第14号までの様式に準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第6条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書、選挙運動用ビラ作成証明書又は選挙運動用ポスター作成証明書(当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第3条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者又はポスター作成業者にあつては第3条第2項の確認書)を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する請求書は、様式第15号から様式第17号までの様式に準じて作成しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項は、その都度委員会が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

坂祝町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 坂祝町 選挙

候補者_____

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年 月 日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあっては所在地、名称 及び代表者の氏名)	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	円	
年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	円	

2 1 に掲げる契約以外の場合

	契 約 年月日	契約の相手方の住所及び氏 名（法人にあっては所在 地、名称及び代表者の氏 名）	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
借 入 自 動 車 の 契 約	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	円	
	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	円	
燃 料 代	年 月 日		自動車登録番号 又は車両番号	円	
	年 月 日		自動車登録番号 又は車両番号	円	
雇 用 運 転 手 の 契 約	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	円	
	年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「契約金額」には契約の単価に予定数量を乗じて得た額を、「備考」には契約の単価の金額を記載してください。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

坂祝町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 坂祝町 選挙

候補者_____

選挙運動用ビラ作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契 約 日 年 月 日	契約の相手方の住所及び氏名 （法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

坂祝町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 坂祝町 選挙

候補者_____

選挙運動用ポスター作成契約届出書

下記のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契 約 年 月 日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあつては所在地、名称 及び代表者の氏名)	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

坂祝町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 坂祝町 選挙

候補者_____

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

下記の選挙運動用自動車燃料代につき、坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日	年 月 日
2 契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあっては所在地、名称 及び代表者の氏名)	
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動 車の自動車登録番号又は車両番号	
4 確認申請金額	円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は 確 認 申 請 金 額	備 考
前回までの累積金額 (A)	円	円	
今回の購入金額 (B)	円	円	
燃料代計 (A) + (B)	円	円	

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から坂祝町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額 (A)」欄には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

様式第5号（第3条関係）

年 月 日

坂祝町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 坂祝町 選挙

候補者 _____

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ビラ作成枚数につき、坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日	年 月 日
2 契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあつては所在地、名称 及び代表者の氏名)	
3 確認申請枚数	枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確 認 申 請 枚 数	備 考
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚	
今 回 の 枚 数 (B)	枚	枚	
枚 数 計 (A) + (B)	枚	枚	

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者から坂祝町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数 (A)」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第6号（第3条関係）

年 月 日

坂祝町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 坂祝町 選挙

候補者_____

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

下記の選挙運動用ポスター作成枚数につき、坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日	年 月 日
2 契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあつては所在地、名称 及び代表者の氏名)	
3 確認申請枚数	枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確 認 申 請 枚 数	備 考
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚	
今 回 の 枚 数 (B)	枚	枚	
枚 数 計 (A) + (B)	枚	枚	

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者から坂祝町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数 (A)」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第 7 号（第 3 条関係）

確認番号第 _____ 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定に基づき、下記の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

坂祝町選挙管理委員会
委員長 印

記

- 1 年 月 日執行 坂祝町 選挙
- 2 候補者の氏名 _____
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 _____
- 4 確認金額 _____ 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに、この確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるものは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、坂祝町に支払を請求することはできません。

様式第 8 号（第 3 条関係）

確認番号第 _____ 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき、下記の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

坂祝町選挙管理委員会
委員長 印

記

1 年 月 日執行 坂祝町 選挙

2 候補者の氏名 _____

3 確認枚数 _____ 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、坂祝町に支払を請求することはできません。

様式第 9 号（第 3 条関係）

確認番号第 _____ 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定に基づき、下記の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

坂祝町選挙管理委員会
委員長 印

記

1 年 月 日執行 坂祝町 選挙

2 候補者の氏名 _____

3 確認枚数 _____ 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに、この確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、坂祝町に支払を請求することはできません。

様式第 10 号（第 5 条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 坂祝町 選挙

候補者

記

運 送 等 契 約 区 分 〔 該当する番号に○印を してください。 〕	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記に掲げる契約以外の場合		
一般乗用旅客自動車運送事業者等の 住所及び氏名 （法人にあつては所在地、名称及び 代表者の氏名）			
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	※実際に使用した日ご とに（1日当たりの金 額が同じであっても） 記載すること。
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が坂祝町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、坂祝町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
(2) (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、坂祝町に支払を請求することはできません。

様式第 11 号（第 5 条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日 年 月 日執行 坂祝町 選挙
候補者

記

燃料供給業者の住所及び氏名 （法人にあっては所在地、名称 及び代表者の氏名）				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車 登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備 考
年 月 日		リットル	円	単価 円 銭
年 月 日		リットル	円	単価 円 銭
年 月 日		リットル	円	単価 円 銭
年 月 日		リットル	円	単価 円 銭
年 月 日		リットル	円	単価 円 銭
年 月 日		リットル	円	単価 円 銭

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 4 5 年運輸省令第 7 号）第 1 3 条第 1 項第 4 号に規定する 4 桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）第 3 6 条の 1 7 第 1 項第 4 号若しくは第 3 6 条の 1 8 第 1 項第 3 号に規定する 4 桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が坂祝町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しと選挙運動用自動車燃料代確認書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、坂祝町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された金額までです。

様式第 12 号（第 5 条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 坂祝町 選挙

候補者_____

—

記

運転手	氏 名		
	住 所		
雇 用 年 月 日		報 酬 の 額	備 考
年 月 日		円	※実際に使用した日ごとに （1日当たりの金額が同じであ っても）記載すること。
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が坂祝町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、坂祝町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、坂祝町に支払を請求することはできません。

様式第 13 号（第 5 条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 坂祝町 選挙

候補者_____

記

ビラ作成業者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が坂祝町に支払を請求するときは、この証明書と選挙運動用ビラ作成枚数確認書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、坂祝町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
坂祝町議会議員 1, 6 0 0 枚・坂祝町長 5, 0 0 0 枚
 - 限度額
7 円 7 3 銭（単価）×確認された作成枚数＝限度額

様式第 14 号（第 5 条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 坂祝町 選挙

候補者_____

記

ポスター作成業者の住所及び氏名 (法人にあっては所在地、名称 及び代表者の氏名)	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区（当該選挙が行われる 区域）におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が坂祝町に支払を請求するときは、この証明書と選挙運動用ポスター作成枚数確認書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、坂祝町に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数
 - 限度額
単価×確認された作成枚数＝限度額
単 価＝ $\frac{541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316}{\text{ポスター掲示場数}}$ 、250円
単価に 1 円未満の端数がある場合には、その端数を 1 円とする。

様式第 15 号（第 6 条関係）

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

年 月 日

坂祝町長 様

住所

氏名

【法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名】

電話番号

坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額	円			
2 内 訳	請求内訳書のとおり			
3 選挙の名称	年 月 日	執行	坂祝町	選挙
4 候補者の氏名				
5 金融機関名等	金融機関名		本・支店名	
	預金種別		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 4 5 年運輸省令第 7 号）第 1 3 条第 1 項第 4 号に規定する 4 桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）第 3 6 条の 1 7 第 1 項第 4 号若しくは第 3 6 条の 1 8 第 1 項第 3 号に規定する 4 桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、坂祝町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第 15 号の 2 (第 6 条関係)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

候補者氏名 _____

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備 考
年 月 日	= 円×1台 円	64,500円×1台 = 64,500円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	64,500円×1台 = 64,500円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	64,500円×1台 = 64,500円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	64,500円×1台 = 64,500円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	64,500円×1台 = 64,500円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	64,500円×1台 = 64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、使用した日について (A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

様式第 15 号の 3（第 6 条関係）

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

候補者氏名 _____

自動車の借入れ

使用年月日	運送金額（A）	基準限度額（B）	請求金額	備考
年 月 日	= 円×1台 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
年 月 日	= 円×1台 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、使用した日について（A）又は（B）のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

様式第 15 号の 4（第 6 条関係）

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

候補者氏名 _____

燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
年 月 日		円× = リットル 円			
年 月 日		円× = リットル 円			
年 月 日		円× = リットル 円			
年 月 日		円× = リットル 円			
年 月 日		円× = リットル 円			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額（B）」の計欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」の計欄には、「販売金額（A）」又は「基準限度額（B）」の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「販売金額(A)」欄は、燃料の販売年月日ごとに記載してください。

様式第 15 号の 5（第 6 条関係）

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合）

候補者氏名 _____

運転手

雇用年月日	報酬（A）	基準限度額（B）	請求金額	備考
年 月 日	円	12,500円		
年 月 日	円	12,500円		
年 月 日	円	12,500円		
年 月 日	円	12,500円		
年 月 日	円	12,500円		
年 月 日	円	12,500円		
計			円	

備考 「請求金額」欄には、使用した日について（A）又は（B）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第 16 号（第 6 条関係）

請求書

（選挙運動用ビラの作成）

年 月 日

坂祝町長 様

住所

氏名

【法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名】

電話番号

坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

1 請 求 金 額	円			
2 内 訳	請求内訳書のとおりに			
3 選挙の名称	年 月 日執行	坂祝町	選挙	
4 候補者の氏名				
5 金融機関名等	金融機関名		本・支店名	
	預金種別		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、坂祝町に支払を請求することはできません。

様式第 16 号の 2（第 6 条関係）

請求内訳書
(選挙運動用ビラの作成)

候補者氏名 _____

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$	単価 C	枚数 D	金額 $C \times D$	単価 E	枚数 F	金額 $E \times F$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			7. 7 3						

備考

- 「単価 C」欄の選挙運動用ビラ 1 枚当たりの限度額は、次のとおりです。
7 円 7 3 銭
- 「枚数 D」欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 「単価 E」欄には、A 欄と C 欄を比較して少ない方の額を記載してください。
- 「枚数 F」欄には、B 欄と D 欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第 17 号（第 6 条関係）

請求書

（選挙運動用ポスターの作成）

年 月 日

坂祝町長 様

住所

氏名

【法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名】

電話番号

坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

1 請 求 金 額	円			
2 内 訳	請求内訳書のとおり			
3 選挙の名称	年 月 日執行	坂祝町	選挙	
4 候補者の氏名				
5 金融機関名等	金融機関名		本・支店名	
	預金種別		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、坂祝町に支払を請求することはできません。

様式第 17 号の 2（第 6 条関係）

請求内訳書
(選挙運動用ポスターの作成)

選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 $A \times B$	単価 C	枚数 D	金額 $C \times D$	単価 E	枚数 F	金額 $E \times F$	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 「選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 「単価 C」欄には、次により算出した額を記載してください。
単価 = $\frac{541\text{円}31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}}$
単価に 1 円未満の端数がある場合には、その端数を 1 円とする。
- 「枚数 D」欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 「単価 E」欄には、A 欄と C 欄を比較して少ない方の額を記載してください。
- 「枚数 F」欄には、B 欄と D 欄を比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第1号(第2条関係)
様式第2号(第2条関係)
様式第3号(第2条関係)
様式第4号(第3条関係)
様式第5号(第3条関係)
様式第6号(第3条関係)
様式第7号(第3条関係)
様式第8号(第3条関係)
様式第9号(第3条関係)
様式第10号(第5条関係)
様式第11号(第5条関係)
様式第12号(第5条関係)
様式第13号(第5条関係)
様式第14号(第5条関係)
様式第15号(第6条関係)
様式第15号の2(第6条関係)
様式第15号の3(第6条関係)
様式第15号の4(第6条関係)
様式第15号の5(第6条関係)
様式第16号(第6条関係)
様式第16号の2(第6条関係)
様式第17号(第6条関係)
様式第17号の2(第6条関係)